

栃診放技 第 82 号
令和 8 年 1 月 27 日

会員各位

一般社団法人 栃木県診療放射線技師会
会長 吉成 龜藏
【公印省略】

「ワクチン筋注行為に関する実技講習会」栃木県開催のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の諸事業に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 12 月 9 日に『「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について』が厚生労働省医政局長から通知されました。この中には特措法の一部改正が含まれており、新たな感染症の拡大(パンデミック)時に国又は自治体からの要請を受けた場合に限り診療放射線技師によるワクチン接種という新たな注射行為が可能となりました。

つきましては、ワクチン筋注行為に関する実技講習を栃木県で開催いたしますので、受講くださいますようご案内申し上げます。

謹白

記

日 時 令和 8 年 3 月 8 日(日) 10:00~12:00、14:00~15:00

会 場 栃木県総合文化センター 特別会議室
栃木県下宇都宮市本町 1-8
電話:028-643-1000(代表)

受講条件 ワクチン筋注行為オンデマンド講習を修了していること
(JARTIS マイページより受講可)

※受付時にオンデマンド講習が修了していることを確認します。

携帯で「オンデマンド受講修了済」の画面をスタッフへ提示するか、事前に PC 等で「オンデマンド受講修了済」の画面をプリントしてご持参ください。

ワクチン筋注行為講習会をすべて修了された方には今後、新たなパンデミックが発生した際、自治体などからの出動要請に対応可能であるかどうかも登録いただきます。

(この登録は隨時・任意に変更可能です)

※この講習会を終了しても、日常診療でワクチン接種や筋肉注射が可能になるものではありません。
皆さまのご受講をお待ちしております。